

軽自動車等の抹消・名義変更等の 手続はお済みですか？



軽自動車税は、毎年4月1日時点における原動機付自転車、軽二輪車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車(以下「軽自動車等」といいます)の所有者に対して課税される税金です。

軽自動車等を友人や業者に譲渡、もしくは解体や盗難された場合は、速やかに名義変更等の手続をお済ませください。手続を行わない場合は、車両台帳に所有者としての登録が残ったままとなり、平成28年度分の軽自動車税が課税されることとなります。

～年度末になると窓口がたいへん混み合います。早めの手続きをお願いします～

車種/排気量	手続窓口/お問い合わせ
原動機付自転車 125cc以下	西原町役場 総務部 税務課 ☎945-4729
小型特殊自動車(ミニカー・農耕作業用)	
軽二輪車 126cc以上250cc以下	沖縄県軽自動車協会 ☎050-3816-3126
軽三輪車・軽四輪車 660cc以下	
二輪の小型自動車	沖縄総合事務局 陸運事務所 ☎050-5540-2091

※車種によって手続きの窓口が異なります。ご確認の上、手続きしてください。

学資金貸費生を募集します

西原町人材育成会では、町の発展に寄与する人材の育成を目的として、町出身の優秀な学生・生徒で経済的理由により修学困難な者に対し、学資金を貸与するため、平成28年度貸費生を次のとおり募集します。

なお、応募書類などは西原町人材育成会(教育総務課内)で準備しています。
(西原町ホームページにも掲載していますので、ご覧ください)

1. 貸費生の資格

県内高等学校、高等専門学校、県内・県外大学(短大を含む)、海外大学(短大を含む)の在学学生及び入学予定者。
※各種専門学校及び看護学校などは該当しません。

(学校教育法による学校のみ。海外留学については学校教育法による大学と同等の教育課程をもつ学校)

2. 募集人員

各種とも若干名

4. 出願書類の受付期間

平成28年3月1日(火)から平成28年3月31日(木)までに本会必着のこと。

3. 貸与月額

県内高等学校	1万円	県内大学(短大を含む)	3万円
高等専門学校(1年～3年次)	1万円	県外大学(短大を含む)	4万円
高等専門学校(4年～5年次)	3万円	海外大学(短大を含む)留学	4万円

提出先・お問い合わせ 西原町人材育成会(教育総務課内) ☎945-3655

介護保険適用住宅改修工事

西原町下水道排水設備指定工事店

和式便器 ▶ 洋式便器に取替

和室 ▶ 洋室に改修

手すり・スロープ設置

支給額 最高18万円

福祉用具専門相談員
のいるお店



株式会社七色

詳しくは

946-4508

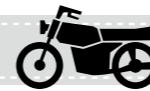
NANAIRO 沖縄県知事許可(一般-21)第11573号

〒903-0124 西原町呉屋69-2

イメージキャラクター
ものまねタレント 越川憲一郎



軽自動車税の税額が変わります



☆原動機付自転車、小型特殊自動車、軽二輪等☆

平成28年度から原動機付自転車、小型特殊自動車、軽二輪等にかかる軽自動車税が増額となります。

車種	原動機付自転車				軽二輪 (126～ 250cc)	小型 二輪 (251cc～)	小型特殊自動車		
	50cc	51 ～90cc	91 ～125cc	ミニカー (～50cc)			農耕 作業用	その他	
年 税 額	平成27年度まで	1,000円	1,200円	1,600円	2,500円	2,400円	4,000円	1,600円	4,700円
	平成28年度から	2,000円	2,000円	2,400円	3,700円	3,600円	6,000円	2,000円	5,900円

☆三輪及び四輪以上の軽自動車☆



平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けたものから新税額が適用されます。また、新規検査(新車)から13年を経過した車両は、平成28年度分から税額が引き上げられます(電気自動車は除きます)。最初の新規検査年月は、自動車検査証の初度検査年月で確認できます。

車種区分	四輪以上				三輪
	乗用		貨物用		
	家用	営業用	家用	営業用	
平成27年3月31日までの登録車	7,200円	5,500円	4,000円	3,000円	3,100円
平成27年4月1日以降の登録車	10,800円	6,900円	5,000円	3,800円	3,900円
登録後13年を経過する車	12,900円	8,200円	6,000円	4,500円	4,600円

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪等(三輪以上の軽自動車)について、平成28年度分のみ、その燃費性能に応じたグリーン化特例を導入します。

車種区分	四輪以上				三輪
	乗用		貨物用		
	家用	営業用	家用	営業用	
電気および天然ガス軽自動車	2,700円	1,800円	1,300円	1,000円	1,000円
平成32年度燃費基準+20%達成車	5,400円	3,500円			2,000円
平成32年度燃費基準達成車	8,100円	5,200円			3,000円
平成27年度燃費基準+35%達成車			2,500円	1,900円	
平成27年度燃費基準+15%達成車			3,800円	2,900円	

※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

お問い合わせ 総務部税務課 町県民税係 ☎945-4729